

No.19

2002年12月発行

淀川水系 流域委員会 淀川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

第19回淀川部会の内容……………P.1

第19回淀川部会の資料より抜粋……………P.6

これまで開催された委員会および部会等について……………P.10

当日資料の閲覧・入手方法……………P.11

平成14年10月29日(火)第19回淀川部会が行われました。



【京都リサーチパークにて】

第19回淀川部会 委員リスト

2002.10.29現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	-
2	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	委員会
3	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	-
4	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	-
5	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会・名張 事務局、近畿水の塾幹事	委員会
6	紀平 肇	動物	清風学園 講師	-
7	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医、 小竹医院 院長、 淀川ネイチャークラブ 会長	-
8	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	-
9	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	委員会
10	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	委員会
11	寺田 武彦 (部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	委員会
12	長田 芳和	動物	大阪教育大学教育学部 教授	-
13	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	-
14	横村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	-
15	榎屋 正 (部会長代理)	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	委員会
16	山岸 哲	動物	財団法人 山階鳥類研究所 所長	-
17	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	-
18	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	-
19	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	-

部会長からの依頼により出席されている淀川部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会・琵琶湖部会

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第19回淀川部会の内容

15名の委員が出席して、審議が行われました。委員会および委員会WGからの報告が行われたあと、最終提言作業部会のリーダーより最終提言素案について説明があり、ダムに関する問題を中心に意見交換が行われました。

第19回淀川部会(2002.10.29開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時: 2002年10月29日(火) 13:30~16:30

場所: 京都市リサーチパーク4号館地下1階 バズホール

参加者数: 委員15名(うち1名は部会長の要請により参加)、河川管理者18名、
一般傍聴者119名

1 決定事項

- ・ 次回の淀川部会は、11月29日(火)15:00~18:00に(開催時間については部会長一任であったが、部会終了後、部会長と相談の結果表記の通りとなった)、11月16日(土)の最終提言作業部会で決定する最終案について検討する。
- ・ 本日議論した最終提言素案の修正案等については、庶務宛へ文書で知らせる。

2 審議の概要

委員会および委員会WGからの報告

庶務から、資料1-1「委員会および各部会、WGの状況」、資料1-2「委員会WG結果概要」を用いて、前回部会以降に開催された委員会や他の部会、委員会WGについて説明が行われた。

最終提言に関する意見交換

最終提言作業部会リーダーの今本委員が、資料2-1-2「淀川水系流域委員会 提言 - (素案021028版)」について説明。その後、2つの案(A案、B案)が併記された「4-6ダムのあり方」を中心に意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・ これまでの淀川部会の議論を考えた場合、基本的にはB案でいくべきと思う。
- ・ ダム建設を抑制すべきだと提言しているB案でさえ、「ダムによる洪水調節は原則として採用しない」としていた淀川部会の中間とりまとめよりも後退している気がする。

- ・この流域委員会で必要なことは、理念の転換とそれを実現するための原理・原則を明確にすること。その観点からはB案が望ましい。
- ・既設ダムに対応として生態系の連続性の回復に魚道の設置が書かれているが、魚道の設置だけでは、生態系の連続性の回復は不可能だ。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、主に最終提言素案の高水敷利用に関する記述について、意見が出された。

その他

庶務から、資料3「精華町長からの意見交換実施の申し入れに関する対応について」に関し、申し入れと対応に関する経緯の説明と精華町長に対する返答について報告があった。

3. 主な意見

最終提言に関する意見交換

最終提言作業部会リーダーの今本委員より、資料2-1-2「淀川水系流域委員会 提言-(素案021028版)」について説明が行われ、主に2つの案(A案、B案)が併記された「4-6 ダムのあり方」を中心に意見交換が行われた。

拡大委員会(11/13開催)では、最終提言素案について全委員によって意見交換をする予定になっている。この拡大委員会に向けて、最終提言素案のどこにポイントがあるのか、何が問題となっているのか、本日の部会で議論したい。(部会長)

<4-6 ダムのあり方に関する主な意見>

- ・A案とB案では、新設ダムに関して「地域特性」の点でスタンスに大きな違いが見られる。A案では、地域特性に比重が置かれ、ダムは選択肢の1つとされている。また、既存ダムに関しては、撤去まで含めた幅広い見直しを実施するか否かにおいて、スタンスの違いが見られる。
- ・「地域特性」に関する記述が数々の例外的な考え方を生み、本来提言が唱えていたはずの理念の転換から懸け離れていくのではないかと心配している。
- ・A案は、前段と後段でダムに対するスタンスに微妙な違いがあり、論旨に統一性がない。また、既存ダムと新規ダムがきちりと区別されておらず、わかりづらい印象を受ける。B案を支持したい。
- ・今後の20～30年後を考えるのであれば、はっきりとした方向性を出すべきだ。
- ・A案のままでは、従来の考え方と何ら変わりがない。これでは「ダムについては、

今後も変える必要はない」と提言しているようなものだ。「3-1 河川整備に関する基本認識」で、自然の保全・回復や自然との共生を理念として提言している以上、「原則としてダムは採用しない」という姿勢を貫くべき。

- ・淀川部会の中間とりまとめでは、「原則としてダムは採用しない」と提言した。淀川部会としては、B案を支持することに異論はないのではないか。つまり、B案を基本にして、A案の「水系ダム間の役割見直しや容量再編」等に関する記述を付加していけばよいのではないかと。
- ・淀川の上流地域と下流地域の河川整備の格差を考えれば、流域全体のインフラのバランスが確保できたとは思えない。B案には、特記事項として淀川上流域の整備についても触れておくべきだ。

地域格差があるのは確かだ。しかし、最終提言は今後の河川整備の原理原則を示すものであり、個々の整備について細かく記述する必要はないと考えている。例えば、上下流のバランス等の個別の問題については、河川管理者が河川整備計画原案を作成する中で検討して代替案を出せばよいのではないかと。

- ・B案には、ダム建設予定地の地域社会についても記述すべき。具体的には、ダムは住民の暮らしを破壊することで成り立っている、上流地域の犠牲の上に成り立っている点を書き加える必要がある。
- ・B案の冒頭は「わが国では、」となっているが、この提言が対象としている範囲をはっきりしたほうがよい。淀川水系流域を対象としているのか、日本の全河川を対象としているのか、明記する必要はないだろうか。
- ・この流域委員会で必要なことは、理念の転換とそれを実現するための原理・原則を明確にすることだ。その観点からはB案が望ましい。
- ・B案の「(3) 既設ダムについて」の中で、生態系の連続性の回復のための手法として、魚道の設置等と記述されているが、魚道の設置だけでは生態系の連続性を回復することはできない。魚にとっては、魚道のない、自然のままの河川形状が最も良い。20年、30年というスパンで考えれば、魚道についてはあえて書かない方がよいのではないかと。このままの記述では「魚道さえつくれば、それでよい」と受け取られかねない。
- ・ダム建設を抑制すべきだと提言しているB案でさえ、「ダムによる洪水調節は原則として採用しない」としていた淀川部会の中間とりまとめよりも後退している。

<その他の意見>

- ・河川整備の費用を誰がどう負担するのか、政策決定のプロセス(本省との関係)、河川管理者と住民とのパートナーシップ、公共事業を行っていく上での第三者による評価等について、書いておくべきだ。
- ・「4-5 河川環境計画のあり方(4-12 12行目)」に「河道植生の管理を行う」と記述されて

いるが、部会の議論から言えば、「高水敷の切り下げや水辺移行帯の保全を行う」とすべきではないか。

- ・「4-5 河川環境計画のあり方(4-12 15行目)」に「河道の物理環境は川幅、流量、流砂量と流砂の粒度、河道植生によってほぼ決定される」と記述されているが、実際は「河道植生」ではなく「河床形態」によって、河川の物理環境が決定されるのではないか。
- ・「3-4 新たな河川利用の理念」では、高水敷の河川公園等の整備が無秩序な河川空間の利用を招き、河川の水質の悪化・生物の棲息域の減少など、河川本体の姿に悪影響を与えていると書かれている。しかし、河川本来の姿に悪影響を与えている原因は、高水敷の水による攪乱作用が失われたことにあるのではないか。修正する必要があると考えている。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、主に最終提言素案の高水敷利用に関する記述について、意見が出された。

<主な意見>

- ・街には、高水敷の施設公園の代替地となる場所が存在していない。子どもたちが遊んだりすることが、すでに「川でしかできないこと」になってしまっている。
- ・現状の高水敷利用に関する記述のままでは、川で遊ぶ子どもやボランティアまで排除することにならないか。素案では、『人間中心の利用』から『河川の自然環境を重視した利用』へと」と書かれているが、もう少し誘導的な内容に修正できないか。
- ・高水敷利用の記述が中間とりまとめよりも厳しい内容となっていて、困惑している。利用の抑制ばかりについて書かれているが、グラウンドが撤退した後をどうするのが見えないし、土地の管理についても疑問が残る。
- ・現在のグラウンドを撤去した後の管理について疑問を持たれているが、高水敷が自然に戻ってはいけないのか。もとの川に戻ってはいけないのか。

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。



説明資料一覧

配布資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		Y19-A
資料1-1	委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)	Y19-B
資料1-2	委員会WG 結果概要	Y19-C
資料2-1-1	新たな河川整備をめざして - 淀川水系流域委員会 提言 - 提言とりまとめの経緯	Y19-D
資料2-1-2	新たな河川整備をめざして - 淀川水系流域委員会 提言 -(素案021028版)	Y19-E
資料2-2	主要項目に関する論点および一般意見	Y19-F
資料2-3	10月~12月の委員会、部会、運営会議の日程について	Y19-G
資料3	精華町長からの意見交換実施の申し入れに関する対応について	Y19-H
参考資料1	委員および一般からのご意見	Y19-I

注1: 紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください

注2: 「 」のついた資料は原本はカラーとなっておりますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

第19回淀川部会の資料より抜粋

淀川水系流域委員会提言素案（021028版）より

最終提言作業部会リーダーの今本委員より、資料2-1-2「新たな河川整備をめざして - 淀川水系流域委員会 提言 - (素案021028版)」を用いて、提言素案の内容について説明が行われました。当日の議論は、両論併記されていた「4-6 ダムのありかた」の部分を中心に行われました。

目次構成

新たな河川整備をめざして - 淀川水系流域委員会 提言 -	
提言作成にあたって	
緒言：川づくりの理念の変革 - 淀川水系が持つ多様な価値の復活に向けて -	
1 淀川流域の特性	
1 - 1 流域の概要	1 - 3 淀川流域の特性
1 - 2 琵琶湖流域の特性	1 - 4 猪名川流域の特性
2 河川整備の現状と課題	
2 - 1 治水の現状と課題	2 - 3 河川利用の現状と課題
2 - 2 利水の現状と課題	2 - 4 河川環境の現状と課題
3 新たな河川整備の理念	
3 - 1 河川整備に関する基本認識	3 - 4 新たな河川利用の理念
3 - 2 新たな治水の理念	3 - 5 新たな河川環境の理念
3 - 3 新たな利水の理念	
4 新たな河川整備計画のあり方	
4 - 1 河川整備計画に関する基本事項	4 - 5 河川環境計画のあり方
4 - 2 治水計画のあり方	4 - 6 ダムのあり方
4 - 3 利水計画のあり方	4 - 7 住民参加のあり方
4 - 4 河川利用計画のあり方	

4-6 ダムのありかた(全文)

4 - 6 ダムのあり方

A案

わが国では、治水、利水、発電などを目的として、これまでに多くのダム(貯水池)が全国の河川に建設され、これらが生活の安全・安心や産業・経済の発展に多大の貢献をしてきたことは高く評価される。しかし、その機能が量的コントロールにウェイトがおかれてきたこともあって、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を阻害したり、流況の持つ攪乱作用を低下させるなど、河川の持つ多様な生態系環境に影響を及ぼしていることも見逃すことができない。

ダムが治水、利水、環境面すべてにかかわる施設である以上、本最終提言が提示している治水、利水、環境の各分野における理念転換をふまえ、ダムには以下のような考え方が求められる。

まず、治水にあっては「目標雨量を想定した上で必要な堤防の高さを確保する対策」から「堤防強化により破堤による壊滅的な被害を回避し、水位の上昇をもたらすようなことはひかえる。あわせて浸水被害の軽減をはかる」に転換する。ただし、天井川河川や土砂流出など激しい河床変動が予想される地域、狭窄部の存在地域など地形や地域特性によっては破堤回避策を取ることが厳しい地域、ある規模までの水害を防止することが必要である地域が依然としてあることを留意すべきである。

したがって、こうした破堤回避策が講じられれば、ダムは水位低下効果という破堤回避の補完的機能となり、むしろ浸水被害を軽減する代替案の一つとなる。また、上述した破堤回避策を講じることがむずかしい地域などにあってはダムは遊水地、河床掘削、引堤、低水路拡幅などと共に代替案の一つとなる。

利水面においては、「水需要予測に応じた水資源開発」から「水需要管理による水需要の抑制」への理念転換をふまえ、ダム以外による手段と比較検討した上で、利水面でのダムの必要性や緊急性などを見直す。その際、気候変動や水需要の不確実性、既存ダムの今後予想される堆砂による供給能力の低下などに留意する。

環境面においては、「縦断方向の分断、治水・利水を優先させた水位変動」から「縦断方向の連続性、できるだけ自然のリズムに近い水位変動」へと理念転換することから、ダムに環境容量を確保するなどの対応のほか、ダム建設回避の可能性を検討し、生態系の多様性の確保のために環境維持を優先する。

さらに、既設ダムについても選択取水設備などによる下流の水量・水質の適正化、ダム湖の富栄養化防止対策、水系ダム間の役割見直しや容量再編などによる治水・利水効果の総合的調整を

めざすなど、環境改善および利活用の高度化をはかる。

以上から、淀川流域にあっては河川整備計画のタイムスパン及び地域特性をふまえ、計画中、建設中のダムは河川環境保全の観点ならびに転換された治水あるいは利水の理念に沿った上で代替案比較をおこない、ダム以外に有効な方法がないと判断された場合に限り、認められるものとする。さらに、既設ダムについても役割の見直しはもとより環境改善および利活用の高度化をはかる。

B案

(1) 基本的な考え方

わが国では、治水、利水、発電等を目的として、これまでに多くのダム(貯水池)が全国の河川に建設され、これらが産業・経済の発展に貢献してきた。しかし、ダムは、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなどにより、多様な生態系をもつ河川の自然環境を破壊してきた面があることも見逃すことができない。

このため、河川環境の観点からは、自然環境に及ぼす影響が大きいため、ダムの建設はできるだけ抑制するべきである。また、治水あるいは利水の観点からは、治水についての「破堤による壊滅的被害の回避」、利水についての「水需要管理による河川からの取水量の抑制」という新たな理念のもとで、ダムのあり方についての抜本的な再検討が必要である。

堰あるいは発電用・農業用等のダムについても、上記に準じた取り扱いが必要である。

(2) 新規ダムについて

新規ダムは、地域特性を踏まえるとともに、河川環境保全の観点ならびに新たな治水および利水の理念に沿ったうえで、考えうるすべての実行可能な代替案について検討し、ダム以外に有効な方法がないと確認された場合にかぎり、認められるものとする。

また、ダムの必要性、緊急性、有効性があり、自然環境への影響が真に止むを得ない程度であるとの社会的合意があり、かつ関係住民の合意が得られた場合に、ダム建設を実施するものとする。

なお、新規ダムを建設しようとする場合、ダム事業者は、計画段階から住民が建設の適否を判断するに必要な情報を公表するとともに、十分に理解できるよう説明しなければならない。

計画・工事中のダムについても、新規ダムに準じた取り扱いをするものとする。

(3) 既設ダムについて

わが国の河川には、すでに多くのダムが建設され、治水・利水・発電等の面で一定の役割を果たしており、将来においてもその役割は消失するものではない。しかし、ダムへの堆砂等により、その機能を低下あるいは喪失したダムもある。これらについては、ダムの機能回復から撤去にいたる幅広い検討が必要である。とくに、ダムへの堆砂は、河床低下や海岸侵食をもたらすため、早急な対策が必要である。

また、自然環境に重大な影響を与えているダムについては、存続から撤去までの幅広い検討を行ない、存続させる場合には、ダム湖の水質改善対策、選択取水機能の追加、生態系の連続性の回復(魚道の設置等)などを実施し、自然環境への影響の軽減をはかる必要がある。

なお、河川の基本的特性の一つである攪乱機能を補償するため、ダムからの放流操作についての検討も必要である。

(4) その他

ダム問題はいまや重大な社会的問題でもある。今後の社会の動向や地球温暖化問題といった多くの不確定要素のもとで、国民一人一人が、自ら真剣に考え、選択せねばならない重大事である。河川管理者には、専門的立場からの深い見識にもとづく検討結果を提示することが求められ、国民にも、次代への責任を負う一人として、自らも判断する能力を高め、正しい選択をすることが求められる。



これまで開催された委員会および部会等について

第19回淀川部会(平成14年10月29日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回	H13/2/1(木)	第1回	H13/5/11(金)	第1回	H13/5/9(水)	第1回	H13/5/23(水)
第2回	H13/4/12(木)	第2回	H13/6/8(金) (現地視察)	第2回	H13/6/2(土) (現地視察)	第2回	H13/6/7(木) (現地視察)
第3回	H13/6/18(月)	第3回	H13/6/25(月) (現地視察)	第3回	H13/7/6(金)	第3回	H13/6/21(木) (現地視察)
第4回	H13/7/24(火)	第4回	H13/8/2(水)	第4回	H13/8/9(木) (現地視察)	第4回	H13/8/7(火)
第5回	H13/9/21(金)	第5回	H13/10/12(金)	第5回	H13/8/11(土) (現地視察)	第5回	H13/10/9(火)
第6回	H13/11/29(木)	第6回	H13/11/1(木)	第6回	H13/8/19(日) (現地視察)	第6回	H13/12/18(火)
第7回	H14/2/1(金)	第7回	H13/11/20(火) (現地視察)	第7回	H13/9/10(月)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第8回	H13/12/21(金) 「意見聴取の試行のための会」	第8回	H13/10/31(水)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第9回	H14/1/24(木)	第9回	H13/11/26(月)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第10回	H13/12/17(月)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第11回	H14/3/13(水)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第12回	H14/4/7(日)	第12回	H14/2/5(火)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第13回	H14/5/12(日)	第13回	H14/3/14(木)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第14回	H14/4/5(金)	第14回	H14/10/1(火)
		第15回	H14/6/17(月)	第15回	H14/5/27(月)	第15回	H14/10/17(木)
		第16回	H14/7/4(木)	第16回	H14/6/24(月)		
		第17回	H14/8/8(木)	第17回	H14/7/31(水)		
		第18回	H14/10/3(木)	第18回	H14/9/24(火)		

その他	設立会	H13/2/1(木)	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)
	発足会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)		

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 井上、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

2. 下記にご記入下さい。

ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL()

E-mail()

お名前()

3. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 井上、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。

必ず ~ 全てにご記入下さい。ご記入いただいた個人情報については、希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL()

E-mail()

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

4. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

淀川水系流域委員会 淀川部会ニュース No.19

2002年12月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。